

### 【新設】(学位の意義)

42の4(4)－3の2 措置法令第27条の4第24項第15号イ(1)の学位は、その学位を授与された者が、その学位を得るための研究活動の過程で習得した専門的知識をもって同号ハの試験研究に従事する場合における当該学位をいうのであるから留意する。

### 【解説】

- 1 一定の要件を満たす場合に特別試験研究費の額とされる新規高度研究業務従事者に対する人件費の額については、その新規高度研究業務従事者の中に博士の学位を授与された者が含まれることから、本通達では、その博士の学位の範囲を留意的に明らかにしている。
- 2 令和5年度の税制改正において、研究開発税制における特別試験研究費の額について改正が行われ、一定の要件を満たす試験研究に係る試験研究費の額のうち、新規高度研究業務従事者に対する人件費の額が特別試験研究費の額とされた。新規高度研究業務従事者とは、その法人の役員又は使用人のうち、次の(1)又は(2)に該当する者をいう（措法42の4⑲十、措令27の4⑳十五）。
  - (1) 博士の学位を授与された者（外国においてこれに相当する学位を授与された者を含む。）で、その授与された日から5年を経過していないもの
  - (2) 他の者（その法人との間に一定の資本関係がある者を除く。）の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人（その法人との間に一定の資本関係がある者を含む。）の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの
- 3 我が国における博士課程は、その専攻分野が大学ごとに異なり、範囲も多岐にわたる。そのため、「博士の学位を授与された者」というだけでは、法人が行う試験研究に直接関係しない分野の博士号を持つ者も含まれることとなる。一方、租税特別措置法第42条の4第19項第1号イ(1)に掲げる試験研究には人文科学や社会科学に係る活動は含まれない（措通42の4(1)－2(1)）ことからすると、人文科学系や社会科学系の博士の学位の取得者は、この新規高度研究業務従事者に係る措置の対象者とならないのではないかという疑問が生ずる。

この点、この措置が「博士号取得者」という専門的知識を有する者を雇用することでより高度な研究開発を促進させるためのインセンティブであることからすると、当然、企業が取り組む試験研究に関連する専攻分野で博士の学位を取得した者が対象となると考えるべきであろう。
- 4 一方、令和3年に策定された科学技術・イノベーション基本計画（第6期科学技術基本計画）によれば、「新たな技術を社会で活用するにあたり生じるE L S Iに対応するためには、俯瞰的な視野で物事を捉える必要があり、自然科学のみならず、人文・社会科学も含めた『総合知』を活用できる仕組みの構築が求められている」とあり<sup>(注)</sup>、近年では、専門分野の枠を超えた文理融合型の博士課程を設ける大学院が増えてきている。例えば、工学分野の専門知識を習得する中で、人文科学の分野で広い視野を養うことによって、科学的な思考に幅と深みを与えると

というようなプログラムを組んでいる大学院もあり、一概に、その学位が自然科学に係る分野のものであるのか、人文科学や社会科学に係る分野のものであるのかを判断することができないものも多い。

(注) 科学技術・イノベーション基本計画において、E L S Iとは「Ethical, Legal and Social Implications/Issues」の略であり、倫理的・法的・社会的な課題をいうこととされている。

- 5 そこで、本通達においては、対象となる博士の学位は、その学位を得るための研究活動の過程で習得した専門的知識をもってその博士号取得者が試験研究に従事する場合における当該学位であることを明らかにしている。これは、その者が博士の学位を取得するための博士論文のテーマとして掲げた分野の試験研究だけでなく、その者が博士課程において習得した知識、経験及び技術をいかして法人の試験研究に従事しているのであれば、その博士号取得者は新規高度研究業務従事者に該当するということである。